

小・中学生用男女共同参画に関する教材作成業務委託募集要項

1. 実施目的

男女の違いを自然のものとして受け入れるのではなく、子どもたちが持つ性差は社会的に作られたものであると理解したうえで、一人ひとりが、個人として、性別にかかわらず、それぞれの個性を尊重しあうことを学ぶ教材を作成する。については、その受託業者の選定にあたり、企画提案募集を行います。

2. 募集対象業務

(1) 業務の概要

別添「小・中学生用男女共同参画に関する教材作成業務委託仕様書」のとおり。

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで。

(3) 予算額

委託料の上限は、4,349,000円（消費税及び地方消費税を含む）。

(4) 市側から提供する資料、貸与品等

委託契約締結後に、現啓発教材である「To you」の冊子とPDFデータ、並びに指導者向け副読書を貸与。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の

申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 日程 ※いずれも、令和4年（2022年）

- | | | |
|----------------------|-------------------|------|
| (1) 募集要項等の公表 | 7月5日（火） | |
| (2) 質問事項の締切 | 7月11日（月）午後4時必着 | （*1） |
| (3) 質問事項への回答 | 7月13日（水） | |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 7月20日（水）午後5時必着 | |
| (5) 第1次審査（書類審査） | 7月下旬 | （*2） |
| (6) 第2次審査（プレゼンテーション） | 8月8日（月）予定 | （*3） |
| (7) 結果公表 | 8月中旬予定（郵送、ホームページ） | |

※1 応募に関する質問はメールで受け付け、質問への回答は市のホームページに掲載し、個別には回答しません。

メールの件名は「小・中学生用男女共同参画教材作成業務プロポーザル質問」にしてください。

※2 応募が4者以上となった場合は、書類による第1次審査を実施し、第2次審査（プレゼンテーション）に進んでいただく提案者（3者）を選定します。

※3 第2次審査の対象となる提案者には、時間帯を別途ご連絡します。

5. 応募方法

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加表明書	正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可。	様式1
2	業務経歴書	これまで他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績について記載すること ・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。 ・業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間とする。	様式2
3	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること ・総括責任者及び担当者は提案者の会社に属すること。 ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で	様式3

		<p>担う役割を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な勤務場所は都道府県を記入すること。 ・業務実施組織図は応募書類提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。 ・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。 	
4	統括責任者及び担当者の業務実績調書	<ul style="list-style-type: none"> ・専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入すること。 ・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績を中心に記入すること。 ・記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。 ・取材及び執筆、写真撮影、デザイン・編集・レイアウトに携わるスタッフについて、担当分野ごとに名前と所属会社及び同様の分野におけるこれまでの実績。 	様式 4
5	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書のサイズはA4判とし、以下の項目①から④の内容を必ず記載すること。 ・企画提案事項についてはイラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。 <p><項目①>豊中市の特性を踏まえた業務実施方針 <項目②>教材のラフイメージ・およそのページ数・全体構成等の内容等（教材のタイトルを含む）の企画案。（成果物のイメージがわかる教材見本を提出してください） <項目③>業務フロー・業務遂行スケジュール <項目④>冊子から電子教材への変更に伴う、学習意欲の向上や学習効果を高める企画・提案等。</p>	任意
6	見積書	<p>①見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠、項目ごとの内訳を明示すること。</p> <p>②正本1部のみ提案者の代表者印を押印。副本は複写可</p>	様式 5
7	団体の概要書（企業概要など）	<p>連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）は必ず記載すること。</p>	任意
		<p>公募開始日から過去 3 年以内の処分歴を必ず記載してください。</p>	様式 6

(2) 提出形式

- ・提出部数：正本1部、副本8部
- ・形式：A4判縦型・左端綴、No.1～8の電子データを収録した記録媒体（CD-ROM）1枚

(3) 提出期限

令和4年(2022年)7月20日(水)午後5時(必着)

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足、提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

期限以降における提出書類の差替え、再提出には応じません。

(4) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします。郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に提出書類の到達について確認してください。

(5) 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市人権政策課

(6) 提出書類の取扱い

提出された企画提案書は提案書に無断で使用しないものとします。ただし、受注候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがあります。

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

提出書類の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とします。

6. 質疑対応

質問がある場合は、メールで事務局あてに提出してください。

・提出先アドレス：danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp

*電話もしくは開封確認にてメールの到着を確認すること。

・提出期限：令和4年(2022年)7月11日(月)午後4時まで(必着)

・回答方法：令和4年(2022年)7月13日(水)

市ホームページに掲載(個別に回答は行いません。)

7. 選定方法

提出していただいた内容について、評価点数の合計に基づき合議で優先交渉権者を選定します。ただし、評価項目のうち1項目でも得点の50%未満の点数が付いた場合は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としません。

(1) 審査手順

令和4年度小・中学生用男女共同に参画に関する教材作成業務委託者選定委員会にて審査します。

(2) 評価項目

項目	得点	備考
1. 業務経歴・担当者実績・業務実施体制	15	○類似する業務の実績や本業務を担当する体制について
2. 企画提案書	15	○提出書類 No.5 企画提案書の<項目①>について
	15	○提出書類 No.5 企画提案書の<項目②>について
	15	○提出書類 No.5 企画提案書の<項目③>について
	25	○提出書類 No.5 企画提案書の<項目④>について

3. プレゼンテーション	5	業務の取り組みに当たって意欲的である。
4. 見積り金額	10	○見積額が妥当か

* 公募開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は、最大で10点減点

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、令和4年8月中旬にメールと郵送にて通知します。なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定するため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託を確約するものではありません。

(4) 最終審査結果の公表

最終審査結果は、令和4年8月中旬に市ホームページにて公表します。公表内容は以下のとおりです。

- ① 件名
- ② 履行機関
- ③ 受託候補者（事業者・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査結果（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評点者が異なる場合は、その理由）

* 応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしません。応募者が2者の場合は次点者の採点結果は公表しません。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合
- (6) 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (7) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (8) 一団体に複数の提案をした場合
- (9) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (10) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (11) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (12) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (13) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

9. 契約について

- (1) 優先交渉権者の選定後、採択された企画提案書の内容に基づき、市と仕様並びに価格等を協議のうえ業務内容等を確定し、契約を締結します。また、業務内容及び契約内容等については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがあります。なお、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次の優先交渉権者と契約を締結することがあります。
- (2) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行ってください（受注者が同規則第 110 条に定める契約保証金の納付免除の規定に該当する場合は除く）。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザル方式に要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とします。
- (2) 選定委員会の構成員、審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- (3) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- (4) 提出書類に記載された受注業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (5) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに人権政策課まで辞退届で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- (6) 質問事項の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けません。
- (7) 契約締結にかかる事務続きは速やかに行うこと。

11. 応募先、質問先及び問合せ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第一庁舎 5 階
豊中市人権政策課（担当 土田、水谷）
電話：06-6858-2502（直通） F A X：06-6846-6003
E-mail：danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp